

していしゅうろうけいぞくしえんBがたじぎょうじゅうようじこうせつめいしよ
「指定就労継続支援B型事業重要事項説明書」

この「重要事項説明書」は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に
対して、社会福祉法第76条及び「大阪府指定障害福祉サービス事業者の指定並びに
指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成
24年大阪府条例第107号）第10条の規定に基づき、当事業所の概要や提供するサー
ビスの内容、契約を締結する前に知っておいていただきたいことを事業者が説明する
ものです。

1 就労継続支援B型サービスを提供する事業者について

事業者名称	かぶしがいいしやびーえーえす 株式会社P A S
代表者氏名	だいひょうとりしまりやく まつざき さとし 代表取締役 松崎 暁志
本社所在地 (連絡先)	おおさかふもりぐちしみなみでらかたひがしどおり3-5-5 大阪府守口市南寺方東通3-5-5 06-6780-4642
法人設立年月日	2021ねん1がつ26にち 2021年1月26日

2 ご利用者へのサービス提供を担当する事業所について

(1) 事業の所在地等

事業所名称	わーきんぐサポートそら
サービスの 主たる対象者	しんたいしやう しや ちてきしやう しや せいしんしやう しや なんびやうなどたいしやうしや 身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・難病等対象者
大阪府指定 事業所番号	しゅうろうけいぞくしえんBがたじぎょうしよ 就労継続支援B型事業所 2713202402号 (2024ねん8がつ1にちしてい 2024年8月1日指定)
管理者	さわむら まきこ 澤村 満喜子
サービス管理責任者	さわむら まきこ 澤村 満喜子
事業所所在地	おおさかふもりぐち さたひがしまち1-31-8 大阪府守口市佐太東町1-31-8
連絡先 相談担当者名	06-6967-8385 さわむら まきこ 澤村 満喜子
事業所の通常の 事業実施地域	もりぐちし かどまし 守口市・門真市

利用定員	20名
開設年月日	2024年8月1日

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った適切な指定就労継続支援B型の提供を確保することを目的とします。
運営方針	関係法令等を遵守し、地域との結びつきを重視して、他の障害福祉サービス事業者等と密接に連携し、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供し、生産活動その他の活動の機会を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切、効果的に行います。他の関係機関との連携を図った適正且つきめの細かな就労継続支援B型のサービスを提供します。

(3) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日（平日が祝日の場合のみ土曜日に営業する） ただし国民の祝日及び8/13から8/16・12/29から1/4は除く
営業時間	午前9時から午後6時

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日から金曜日（平日が祝日の場合のみ土曜日に営業する） ただし国民の祝日及び8/13から8/16・12/29から1/4は除く
サービス提供時間	午前10時から午後3時

3 事業所の構造・設備について

(1) 構造

構造	鉄骨造
敷地面積	132.0平方メートル
のべゆかめんせき 延床面積	73.4平方メートル

(2) 設備

設備の種類	へやかず 部屋数	備 考
くんれんさぎょうしつ 訓練作業室	1室	
そうだんしつけん 相談室兼 たもくてきしつ 多目的室	1室	
せんめんせつび 洗面設備	かしょ 2ヶ所	
べんじよ 便所	かしょ 2ヶ所	

4 職員体制等について

(1) 各職種の職務の内容

職 種	職 務 内 容
かんりしゃ 管理者	<p>管理者は、職員の管理、指定就労継続支援B型の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定就労継続支援B型の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行います。</p>
サービス管理 責任者	<p>(1) 適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討します。</p> <p>(2) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定就労継続支援B型以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定就労継続支援B型の目標及びその達成時期、指定就労継続支援B型を提供する上での留意事項等を記載した就労継続支援B型計画の原案を作成します。</p> <p>(3) 就労継続支援B型計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した就労継続支援B</p>

	<p>がたけいかく きさい しよめん りようしゃ こうふ 型計画を記載した書面を利用者に交付します。</p> <p>(4) 就労継続支援B型計画作成後、就労継続支援B型計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、就労継続支援B型計画の見直しを行い、必要に応じて就労継続支援B型計画を変更します。</p> <p>(5) 利用申込者の利用に際し、障がい福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障がい福祉サービス等の利用状況等を把握します。</p> <p>(6) 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行います。</p> <p>(7) 他の職員に対する技術指導及び助言を行います。</p>
職業指導員	<p>職業指導員は就労継続支援B型計画に基づき、利用者が自立した社会生活を営むことができるよう作業指導等の業務及び職場規律の指導、生産活動の提供に関すること等を行います。</p>
生活支援員	<p>生活支援員は就労継続支援B型計画に基づき日常生活上の支援、相談、介護及び事業所の自動車を使用して障害者の居宅等と事業所との間の送迎のための自動車の運転等を行います。</p>
調理員	<p>調理員は調理業務に関することを行います。</p>

(2) 職員配置

職種	員数	常勤		非常勤		常勤 換算	備考
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1	1				1	
サービス管理責任者	1	1				1	
職業指導員	1	1				1	
生活支援員	2	1		1		1.5	
調理員	1			1		0.1	

(3) 勤務体系

職種	勤務体系
管理者	午前9時から午後6時
サービス管理責任者	午前9時から午後6時
職業指導員	午前9時から午後6時
生活支援員	午前9時から午後6時
調理員	午後12時から午後1時

5 提供するサービスの内容について

(1) 訓練等給付費対象サービスの内容

サービスの種類	サービスの内容
就労継続支援B型計画の作成	利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、生活全般の質を向上させるための課題や目標、支援の方針等を記載した就労継続支援B型計画を作成します。
食事の提供	希望により、利用者の身体状況や嗜好に配慮した食事を提供します。
身体等の介護	利用者の状況に応じて適切な技術をもって、食事・整容・更衣・排泄等の生活全般にわたる援助を行います。
就労に必要な知識、能力を向上するための訓練	一般就労に必要な知識、能力の向上のための必要な訓練を行います。またその他の便宜を適切かつ効果的に行います。
就労の機会の提供及び生産活動	雇用契約を締結しない就労や生産活動の機会を提供するとともに、就労への移行に向けた支援を行います。 以下の生産活動を行っています。 ① スライス作業 ② 各種軽作業 ③ その他 <工賃の支払い> 上記生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として、生産活動に従事している利用者に支払います。
就労継続支援B型計画に基づいて、利用者の就労に対する意向及び適正	就労継続支援B型計画に基づいて、利用者の就労に対する意向及び適正を踏まえ、関係機関と連携し、実習の受入先を確保します。

きゆうしよくかつどうしえん 求職活動支援	しゆうろうけいぞくしえん日がたけいかく もとづき こうきようしよくぎょうあんていじよ きゆうしよく とうろく 就労継続支援B型計画に基づき、公共職業安定所での求職の登録、 そのた りようしや おこなうきゆうしよくかつどう えんかつ おこなえる しえん その他、利用者が行う求職活動が円滑に行えるよう支援します。 また、しょう しやしゆうぎょう せいかつしえんせん た ーとう かんけいきかん れんけい りようしや また、障がい者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、利用者 しゆうろう たいするいこうおよびきせい おうじたきゆうじん かいたく の就労に対する意向及び適正に応じた求人を開拓します。
しよくばていちやくしえん 職場定着支援	しょう しやしゆうぎょう せいかつしえんせん た ーとう かんけいきかん れんけい りようしや 障がい者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が しゆうしよく あと しよくぎょうせいかつ そうだんとう しえん けいぞく 就職した後も、職業生活における相談等の支援を継続します。
せいかつそうだん 生活相談	りようしやおよび かぞく きぼう せいかつ りようしや しんしん じょうきょうとうはあく 利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等把握して、 てきせつ そうだん じよげん えんじょう おこないます 適切な相談・助言・援助等を行います。
けんこうかんり 健康管理	りようしや どうやくかんり しつぺいよほう つとめる しよくたくい し けんこうしん 利用者の投薬管理や疾病予防に努めるとともに、嘱託医師により、健康診 だんび もうけてけんこうかんり おこないます いりょうまかん れんらくちようせい きょうりよく 断日を設けて健康管理を行います。また、医療機関との連絡調整や協力 いりょうまかん つうじてけんこうほじ てきせつ しえん おこないます 医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。
ほうもんしえん 訪問支援	ひつよう おうじてりようしや かぞく どうい りようしやたく ほうもん てきせつ そうだん 必要に応じて利用者や家族の同意のもと利用者宅を訪問し、適切な相談・ じよげん えんじょう おこないます 助言・援助等を行います。
そうげいさーびす 送迎サービス	じしゅうつしよ ばあい きぼう そうげい おこないます 自主通所ができない場合、希望により送迎を行います。
しせつがいしえん 施設外支援	りようしや しんしん じょうきょう いこう てきせい しょう とくせい そのた じじょう ふまえ 利用者の心身の状況や意向・適正・障がい特性・その他の事情を踏まえ、 ひつよう おうじてしゆうろうけいぞくしえん日がたけいかく もとづきしせつがいしえんおよびしせつがい 必要に応じて就労継続支援B型計画に基づき施設外支援及び施設外 しゆうろう おこないます 就労を行います。
しせつがいしゆうろう 施設外就労	しせつがいしえん しせつがいしゆうろう りようしや きぎょうとう い きじしゅう 「施設外支援」と「施設外就労」はどちらも利用者が企業等に行き実習 おこないます しせつがいしえん しよくいん たいどう おこなうじしゅう たいし を行います。「施設外支援」が職員を帯同せずに行う実習に対し、 しせつがいしゆうろう しよくいん たいどう うけおいはちゆうきぎょう うけおいはちゆうきぎょう 「施設外就労」は職員が帯同して、請負発注企業と請負契約を結んで おこなう 行うものです。

(2) くんれんとうきゆうふひたいしやうがいさーびすないようおよびそのた ひよう
訓練等給付費対象外サービス内容及びその他の費用

ないよう 内容	りょうきん 料金
にちようひんひ じっぴ 日用品費の実費	じっぴ 実費
そのた にちじようせいかつ つうじょうひつよう かかわる その他日常生活において通常必要となるものに係る ひようであって、そのりようしや ふたん させることが適当と みとめられるものじっぴ 認められるものの実費	じっぴ 実費
つうじょう じぎょう じしちいき こえ ておこなうほうもんしえん ようする 通常の事業の実施地域を超えて行う訪問支援に要する こうつうひ こうきょうこうつうきかんとりょうりょう ばあい じっぴ 交通費は、公共交通機関等を利用した場合の実費	じっぴ 実費

ふたんじよげんげつがくとく かんするしやうさい おすまい しちやうそんまどぐち おといあわせ
負担上限月額等に関する詳細については、お住まいの市町村窓口までお問合せください。

6 利用料金について

(1) 訓練等給付費対象サービス内容の料金

訓練等給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める額）のうち9割が訓練等給付費の給付対象となります。事業者が訓練等給付費の給付を市町から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いいただきます。（定率負担または利用負担額といいます）

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合はこの限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

(2) 訓練等給付費対象外サービス内容の料金

上記「5 提供するサービス内容(2) 訓練等給付費対象外サービス内容」の項目をご参照ください。

(3) 利用者負担額及びその他の費用の支払い方法について

<p>利用者負担額その他の費用の支払い方法について</p>	<p>利用者負担額及びその他の費用について1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、請求後の翌月1日までに下記のいずれかの方法によりお支払いください。</p> <p>(ア) 工賃・給料からの天引き</p> <p>(ア) 当事業所窓口での現金支払い</p> <p>(イ) 事業者指定口座への振り込み</p> <p>振り込み先 りそな銀行 城東支店 普通 0466533 振り込み名義 株式会社P A S 代表取締役 松崎 暁志</p>
-------------------------------	---

7 サービスの提供にあたっての留意事項について

(1) 市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限月額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

(2) 就労継続支援B型計画の作成

確認した支給決定内容に沿って、利用者及び家族の意向に配慮しながら「就労継続支援B型計画」を作成します。作成した「就労継続支援B型計画」については、案の段階で利用者又は家族に内容を説明し、利用者の同意を得た上で成案としますので、ご確認いただくようお願いいたします。

(3) 就労継続支援B型計画の変更等

「就労継続支援B型計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

(4) 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）」を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 澤村 満喜子
-------------	------------

② 成年後見制度の利用を支援します。

③ 苦情解決体制を整備しています。

④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(5) 秘密の保持と個人情報保護について

<p>①利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いを努めるものとします。</p> <p>○事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>○また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後も継続します。</p> <p>○事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持さ</p>
--------------------------------	--

	<p>せるため、従業員である期間及び従業員でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とします。</p>
<p>② 個人情報の保護について</p>	<p>○ 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障がい福祉サービス事業者等に、利用者の個人情報を提供しません。また利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。</p> <p>○ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>○ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)</p>

(6) 緊急時の対応方法

- ① サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

- ② 緊急連絡先 (家族等連絡先)

氏名

続柄

住所

電話番号

8 協力医療機関について

協力医療機関は、治療を必要とする場合に協力を依頼している医療機関です。た

だし、優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。

(1) 協力医療機関

医療機関名称	医療法人ちぐさクリニック		
医院長名	下野 千草		
所在地	大阪府守口市佐太東町1-38-2		
電話番号	06-6905-8787		
診療科	内科・腫瘍内科・ 放射線科	入院設備	なし

(2) 利用者かかりつけ医

医療機関名称			
医院長名			
所在地			
電話番号			
診療科		入院設備	

9 事故発生時の対応方法について

利用者に対する就労継続支援B型の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市

町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する就労継続支援B型の提供により賠償すべき事故が発生した

場合は、損害賠償を速やかに行います。

市町村	市町村名	守口市役所
	担当部・課名	健康福祉部 障害福祉課 支援係
	電話番号	06-6992-1635

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

保険名 介護保険・社会福祉事業者総合保険

保障の概要 事業所の責任と認められる事由によって利用者の方に損害を与えた場

合には損害を賠償します。

10 非常災害時の対策について

非常時の対応	別に定める消防計画により対応いたします。
平時の訓練	別に定める消防計画に則り、避難・防災訓練を年2回実施します。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> 自動火災報知機 有 誘導灯 有 消火器 有 絨毯等は防災機能のある物を使用しています。
消防計画	消防署への届出日：2024年5月21日 防災管理者：松崎 暁志
保険加入	本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。 保険会社名 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 保険名 介護保険・社会福祉事業者総合保険

11 苦情解決の体制及び手順について

(1) 提供した指定就労継続支援B型に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情

を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

(2) 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

① 相談担当者は、苦情又は相談があった場合、利用者の状況を詳細に把握す

るよう必要に応じて聞き取り調査を実施し、事情の確認を行います。

② 相談担当者は、把握した内容により、主治医、サービス担当者(従業者)、責

任者との連絡調整を行い対応策を協議し決定します。

③ 相談担当者は、対応内容に基づいて、必要に応じて関係者への連絡調整を

行うとともに、利用者又はその家族へ必ず対応方法を含めた結果報告を行い

ます。時間を要する内容もその旨を翌日までに連絡します。

<p>じぎょうしゃ まどぐち 【事業者の窓口】 かぶしがいしやびええす 株式会社 P A S わーきんぐサポートそら</p>	<p>しよざいち 所在地 守口市佐太東町1-31-8 でんわばんごう 電話番号 06-6967-8385 ふあつくすばんごう ファックス番号 06-6967-8386 うけつけじかん 受付時間 月～金曜日（祝日を除く） ごぜん9じ ごご6じ 午前9時～午後6時</p>
<p>しちやうそん まどぐち 【市町村の窓口】 もりぐちしやくしよ けんこうふくしきよく しょうがいしゃ 守口市役所 健康福祉局 障害者 しさくぶ しせつぐるーぷ 施策部 施設グループ</p>	<p>しよざいち 所在地 守口市京阪本通2-5-5 でんわばんごう 電話番号 06-6992-1635 ふあつくすばんごう ファックス番号 06-6994-1691 うけつけじかん 受付時間 月～金曜日（祝日を除く） ごぜん9じ ごご5じはん 午前9時～午後5時半</p>
<p>こうてきだんたい まどぐち 【公的団体の窓口】 おおさかふしやかいふくしきょうぎかい 大阪府社会福祉協議会 うんえいてきせいはいんかい 運営適正化委員会 ふくしきーびすくじょうかいけついいんかい 「福祉サービス苦情解決委員会」</p>	<p>しよざいち 所在地 おおさかしちゆうおうくなかでら1-1-54 大阪市中央区中寺1-1-54 おおさかふしやかいふくししどうせんたーない 大阪社会福祉指導センター内 でんわばんごう 電話番号 06-6191-3130 ふあつくすばんごう ファックス番号 06-6191-5660 うけつけじかん 受付時間 月～金曜日（祝日を除く） ごぜん10じ ごご4じ 午前10時～午後4時</p>

1 2 心身の状況の把握について

していしゅうろうけいぞくしえんBがた ていきやう あたつて りやうしや しんしん じやうきやう おかれて
指定就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれてい
る環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものと
します。

1 3 連絡調整に対する協力について

しゅうろうけいぞくしえんBがた じぎやうしや していしゅうろうけいぞくしえんBがた りやう しちやうそんまた そうだん
就労継続支援B型事業者は、指定就労継続支援B型の利用について市町村又は相談
支援事業を行うものが行う連絡調整にできる限り協力します。

1 4 他の指定障がい福祉サービス事業者等との連携について

していしゅうろうけいぞくしえんBがた ていきやう あたり しちやうそん た していしゅうろう へんけい
指定就労継続支援B型の提供に当たり、市町村、他の指定障がい福祉サービス事業者
および保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

15 サービス提供の記録について

- (1) 指定就労継続支援B型の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容、実績時間数及び利用者負担額等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。
- (2) 指定就労継続支援B型の実施ごとに、サービス提供実績記録票に記録を行い、利用者の確認を受けます。
- (3) これらの記録はサービス完結の日から5年間保存し、利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。(複写等にかかる費用は実費を負担いただきます。)

16 事業所ご利用の際にご留意いただく事項について

感染症対策	事業所利用者がインフルエンザ等の他者に感染する疾病であることを、医師が診断した場合、医師の完治連絡が出るまで事業所利用は出来ません。
設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
貴重品の管理	貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。自己管理のできない利用者につきましては貴重品を事業所に持ち込まないようお願いいたします。
喫煙	喫煙は決められた時間に決められた場所をお願いいたします。
宗教・政治・営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
秩序の維持	喧嘩、口論、泥酔などで他人に迷惑をかけないようお願いいたします。

17 第三者評価の実施状況について

実施している	実施していない ○
【実施日： 年 月 日】	【評価機関名： 】
【結果の開示状況：	】

18 サービス提供開始可能年月日

サービス提供開始が可能な年月日	ねん年	がつ月	にち日
-----------------	-----	-----	-----

19 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	ねん年	がつ月	にち日
-----------------	-----	-----	-----

上記内容について、「大阪府指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉

サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大阪府条例

第107号）」第10条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	おおさかふもりぐちし さたひがしまち 大阪府守口市佐太東町1-31-8
	法人名	かぶしがいいしゃ びーえーえす 株式会社 P A S
	代表者名	まつざき さとし 松崎 暁志
	事業所名	わーきんぐサポートそら ワーキングサポートそら
	説明者氏名	

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	

代理人	住所	
	氏名	